

令和 2 年 6 月 1 日

全国設計事務所健康保険組合

算定基礎届・賞与支払届のご提出等について

謹啓 初夏の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

健康保険組合の運営につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、被保険者の算定基礎届は健康保険法施行規則第 25 条により、毎年 7 月 1 日現在の被保険者全員についてその年の 4 月・5 月・6 月に受けた報酬月額を所定の期間に届出し、その年の 9 月以降の保険給付額や保険料の計算の基礎となる「標準報酬月額」を決定することとなっております。

つきましては、算定基礎届の作成に際し、別添手引き等をご参照のうえ作成いただきますようお願いいたします。

また、本年度の算定につきましては、新型コロナウイルスの感染予防のため、郵送のみの取扱いとさせていただきますのでご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

賞与支払届については、賞与の支払日から 5 日以内に「賞与総括表」と合わせて郵送してください。

なお、当組合では、平成 28 年 12 月から個人番号制度の施行に伴い日本年金機構への書類の回送業務を終了し、一定期間経過したことから厚生年金分の届出用紙の作成は取り止めております。厚生年金分の届出用紙は、日本年金機構から各事業主宛に 6 月頃送付される予定です。詳細につきましては、日本年金機構にお問い合わせください。

謹白

算定基礎届・賞与支払届のご提出等について

1. 算定基礎届等の作成要領

同封の「2020 年度版 算定基礎届・月額変更届の手引き」をご参照してください。

2. 提出日

令和2年7月1日（水）～10日（金）郵送による届出

算定基礎届を短期間かつ能率的に処理するため、事業所ごとの郵送日を別紙のとおり定めさせていただきましたので、恐縮ですが指定の日までに健康保険組合宛に郵送くださいますようお願い申し上げます。

7月1日以降は届出が集中しますので、6月の給与支払後、準備が整いましたら早めに郵送くださいますよう、重ねてご協力をお願い申し上げます。（控えは7月に送付します。）

3. 提出書類

① 定時決定

- ・算定基礎届
- ・算定基礎届総括表（用紙上部が赤色の用紙）

② 賞与

- ・賞与支払届
- ・賞与支払届総括表

健保分につきましては当健康保険組合より複写式の用紙を送付します。なお、今までに電子媒体（CD・DVD）にて提出された事業所並びに自社にて届出用紙を作成し提出された実績のある事業所には、届出用紙は送付しませんのでご了承ください。

4. 郵送先

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9
全国設計事務所健康保険組合 算定会場

封筒に赤字で「算定基礎届在中」と記載して算定（適用）関係書類のみを一括して上記住所に送付してください。（熱海リフレッシュセンター申込書など、他の書類を同封されないようお願いします。）

5. 事業主印の押印の省略について

算定基礎届・月額変更届・賞与支払届の届出を2枚以上提出する場合は、最初の1枚目は必ず事業主印を押印してください。ただし、2枚目以降は事業主印の押印を省略することができます。

6. 電子媒体で届出される時の注意点

- ① セキュリティ対策強化のため、電子媒体データファイルを暗号化して提出される場合は、日本年金機構のホームページよりダウンロードして、電子媒体届出とは別に「パスワード通知書」を当組合に送付してください。
- ② 詳細は日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) 中の「電子申請・電子媒体申請」⇒「電子媒体申請」⇒〈提出用CD/DVD作成にあたっての注意事項及びお願い〉⇒「届出データにパスワードを設定」をご参照ください。
この他のソフトウェアで暗号化されたファイルは受付できない場合がありますのでご了承ください。

7. その他

- ① 算定期間中、月額変更届を提出される場合は、従前並びに被保険者数の確認を行う必要がありますので、算定基礎届と一緒に郵送してください。
- ② 算定基礎届提出時は、原則、賃金台帳等の添付は不要です。
ただし、内容を確認した結果必要と認められる場合は、賃金台帳等の提出を求めることがあります。
- ③ 降給（給与が下がる場合）の月額変更届は、降給した前月から4ヶ月分の賃金台帳（写）、役員の場合は役員会の議事録（写）を添付してください。
- ④ 本年度の算定事務個別相談会は、新型コロナウイルス感染予防のため中止とさせていただきます。

算定基礎届提出のお願い

(提出日までに、健保必着のご協力をお願いします。)

提出日	事業所番号 (カッコ内の事業所を除く)
7 月 1 日 (水)	3 ~ 679 (48・155・162・210・231・307・434・658・661・663・ 664・670・672・678)
7 月 2 日 (木)	682 ~ 1120 (683・745・1040・1059・1094)
7 月 3 日 (金)	1122 ~ 1620 (1190・1486)
7 月 6 日 (月)	1622 ~ 1789 (1713)
7 月 7 日 (火)	1792 ~ (1859)
7 月 8 日 (水)	48・155・162・210・231・307・434・658・661・663 664・670・672・678・683・745・1040・1059・1094 1190・1486・1713・1859
7 月 9 日 (木)・10 日 (金)	予備日

- ① 健康保険法施行規則第 25 条により届出時期は、7 月 1 日～7 月 10 日までと定められています。
- ② 郵送日に変更があった場合等のご連絡は不要です。
その他ご不明な点は、第一業務部適用課までお問い合わせください。
☎ 03-3404-7344 (2F 業務部直通)
- ③ 算定期間中 (7 月 1 日～10 日) の算定業務のお問い合わせは、算定会場専用電話にお願いいたします。☎ 03-5786-6890 (3F 算定会場専用電話)